

# 木曾川景観協議会規約

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
  - 第 2 章 協議会の組織（第 6 条—第 9 条）
  - 第 3 章 協議会の会議（第 10 条—第 12 条）
  - 第 4 章 協議会の財務（第 13 条—第 18 条）
  - 第 5 章 雑則（第 19 条—第 21 条）
- 附則

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この協議会は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 15 条第 1 項に基づき、木曾川中流域の河川及び河川沿いの地域について、各務原市及び犬山市が連携して、景観の保持及び創造を図り良好な景観形成に係る事業等を行うことを目的とする。

### （名称）

第 2 条 協議会の名称は、木曾川景観協議会（以下「協議会」という。）とする。

### （構成団体）

第 3 条 協議会は、各務原市及び犬山市（以下「関係市」という。）をもって構成する。

### （担任する事務）

第 4 条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- （1） 木曾川景観基本計画の策定及び変更に関すること。
- （2） 木曾川景観基本計画に係る事業の実施に関すること。
- （3） 関係市の良好な景観形成に関連する事業等に係る連絡調整に関する

こと。

(4) 木曾川景観の維持及び発展に係る事務に関すること。

(5) 木曾川景観の形成に係る意見の表明及び関係機関への要望に関すること。

(6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、会長の属する市に置く。

## 第2章 協議会の組織

(組織)

第6条 協議会は、関係市及び景観重要公共施設の管理者で組織する。

2 協議会は、必要と認めるときは、別表第1の者を加えることができる。

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、関係市の長が交替で務める。

2 会長及び副会長の任期は、3年とする。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長は、非常勤とする。

(協議会の委員)

第8条 協議会の委員は、会長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じたときは、会長の選出により委嘱し、これを補充する。

また、その任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(オブザーバー)

第9条 協議会は、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは会議に出席し、会長の求めに応じ意見を述べることができる。

### 第3章 協議会の会議

#### (会議の招集)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議開催の場所及び日時とともに、会議に付議すべき案件を、あらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

#### (会議の運営)

第11条 会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

#### (景観推進委員会)

第12条 協議会は、第4条の事務を円滑に行うため、協議会に景観推進委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会の委員は、次に掲げるもののうちから会長が選任する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験者
- (3) アドバイザー
- (4) 関係市の職員

3 委員会の委員長は、委員会の委員のうちから会長が指名する。

4 委員会の委員長は、委員会務を総理し、委員会を代表する。

### 第4章 協議会の財務

#### (経費の支弁の方法)

第13条 協議会の事務に要する費用は、関係市の負担金その他の収入をもって充てる。

#### (歳入歳出予算)

第14条 協議会の歳入歳出予算は、負担金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をその歳出とするものとする。

(歳入歳出予算の調製等)

第15条 会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、会議の承認を経なければならぬ。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

3 第1項の規定により歳入歳出予算が会議の承認を経たときは、会長は、当該歳入歳出予算の写しに当該年度の事業計画その他財政計画の参考となる事項に関する書類を添えて、速やかに関係市へ送付しなければならない。

(予算の補正)

第16条 会長は、協議会の既定予算の補正を必要と認めるときは、会議の承認を経て当該既定予算の補正を行うことができる。

(決算等)

第17条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を調製し、協議会が指名する委員の監査に付した後、会議の承認を経なければならない。

2 前項の規定により決算が会議の承認を経たときは、会長は、当該決算の写しに当該年度の事業報告書その他必要な書類を添えて、速やかに関係市へ送付しなければならない。

(その他の財務に関する事項)

第18条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、事務所を置く市の財務に関する手続の例による。

## 第5章 雑則

(費用の弁償等)

第19条 協議会は、その事務を行うために要する費用の弁償等を行う。

2 前項の費用の弁償等の額及び支給方法は、会議の承認を経て会長が定める。

(解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者が決算する。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成17年8月5日から施行する。
- 2 この規約の施行後最初に就任する会長、副会長及び委員の任期については、第7条第2項及び第8条第2項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成21年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年7月13日から施行する。

別表第1（第6条関係）

関係行政機関
観光関係団体
商工関係団体
農林漁業団体
電気事業
電気通信事業
鉄道事業者等の公益事業を含む者
住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行なう者